

公益社団法人国際農業者交流協会外国人技能実習事業における監理団体の業務運営に関する規程

制 定 平成29年8月24日

一部改正 令和3年11月17日

一部改正 令和4年11月30日

(目的)

第1条 この規程は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、協会が監理業務を行うに当たって必要な事項について定めるものである。

(求人)

第2条 協会は、農業（耕種農業及び畜産農業）の技能実習に関するものに限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理する。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認める場合、または、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者。以下「実習実施者等」という。）が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しない。

- 2 求人の申込みは、実習実施者等、または、その代理人が直接来会して所定の求人票により申込みものとする。なお、直接来会できないときは、郵便、電話、ファックス、または電子メールによる方法でも差し支えない。
- 3 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、または、電子メールの使用により明示すること。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付、または、電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示するものとする。
- 4 求人受付の際には、監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受ける。いったん申し受けた費用は、雇用関係の成立の成否にかかわらず返却しない。

(求職)

第3条 協会は、農業（耕種農業及び畜産農業）の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理する。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しない。

- 2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者。以下「技能実習生等」という。）、または、その代理人（外国の送出国機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出国機関）が、所定の求職票により申込みものとする。郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えない。

(技能実習に関する職業紹介)

第4条 技能実習生等に対しては、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう最大限の便宜・手配を行う。

- 2 実習実施者等に対しては、可能な限りその希望に適合する技能実習生等を斡旋・紹介する。
- 3 技能実習職業紹介に際しては、技能実習生等に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、または、電子メールの使用により明示する。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、または、電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行う。
- 4 技能実習生等を実習実施者等に紹介する場合には、紹介状を発行する。技能実習生等は、その紹介状を持参して実習実施者等との面接を行う。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労を執る。
- 6 協会は、労働争議に対する中立の立場をとるため、ストライキ、または、作業閉鎖が行われている間

は、実習実施者等に技能実習に関する職業紹介をしない。

7 契約が決定したら、求人した者から監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づいて申し受ける。
（団体監理型技能実習の実施に関する監理）

第5条 実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（以下参照）（技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法）によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由（主務省令第16条1項）に該当する疑いがあると認めるときは、直ちに臨時監査を行う。

【外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則・第52条第1号】

- イ 団体監理型技能実習の実施状況について実地による確認を行うこと。
- ロ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること。
- ハ 団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習を行わせている団体監理型技能実習生の四分の一以上（当該団体監理型技能実習生が二人以上四人以下の場合にあつては二人以上）と面談すること。
- ニ 団体監理型実習実施者の事業所においてその設備を確認し、及び帳簿書類その他の物件を閲覧すること。
- ホ 団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習を行わせている団体監理型技能実習生の宿泊施設その他の生活環境を確認すること。

- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあつては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているかについて実地による確認（技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、実習実施者に対し必要な指導を行う。
- 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしない。
- 4 第1号団体監理型技能実習にあつては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、技能実習生を業務に従事させない。
- 5 技能実習計画作成の指導に当たって、技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行う。

【外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則・第52条第8号】

- イ 技能実習計画を法第九条各号に掲げる基準及び出入国又は労働に関する法令に適合するものとする観点
- ロ 適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点
- ハ 技能実習を行わせる環境を適切に整備する観点

- 6 技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じる。技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前後の一時帰国を含む。）は実習実施者が負担する。
- 7 技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしない。
- 8 実習監理を行っている技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、実習実施者及び技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じる。
- 9 協会内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、協会内の一般の閲覧に便利な場所に、本規程を掲示する。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合で、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望する場合、その者が技能実習を行うことができるよう他の監理団体等との連絡調整等を行う。
- 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施する。

（監理責任者）

第6条 協会の監理責任者を業務部長とする。

2 監理責任者は、以下に関する事項を統括する。

- (1) 技能実習生の受入れの準備
- (2) 技能実習生の技能等の修得等に関する実習実施者への指導及び助言並びに実習実施者との連絡調整
- (3) 技能実習生の保護

- (4) 実習実施者等及び技能実習生等の個人情報の管理
- (5) 技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
- (6) 国及び地方公共団体の機関、機構、その他関係機関との連絡調整

(監理費の徴収)

第7条 監理費は、実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収する。

- 2 監理費（職業紹介費）は、実習実施者等から求人者の申込みを受理した時以降に当該実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受ける。
その額は、実習実施者等と技能実習生等との間における雇用関係の成立の斡旋に係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用、その他の実費に限る。）の額を超えない額とする。
- 3 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受ける。
その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号技能実習生に支給する手当、その他の実費に限る。）の額を超えない額とする。
- 4 監理費（監査指導費）は、技能実習生が実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受ける。
その額は、技能実習の実施に関する監理に要する費用（実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とする。
- 5 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受ける。
その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とします。

(その他)

- 第8条 協会は、国及び地方公共団体の機関であつて技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構、その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る実習実施者等、または、技能実習生等からの苦情があつた場合には、迅速に、適切に対応する。
- 2 雇用関係が成立したら、実習実施者等、技能実習生等の両者は、協会に対して、その旨を報告するものとする。また、技能実習に関する職業紹介をされたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告してもらう。
 - 3 協会は、技能実習生等、または、実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱う。
 - 4 協会は、技能実習生等又は実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切しない。
 - 5 協会の取扱職種の種類等は、耕種農業・畜産農業とする。
 - 6 協会の業務の運営に関する規程は、以上のとおりであるが、協会の業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営されるので、疑問、不審、不明がある場合は、担当者に問い合わせを乞う。

附則

この規程は、平成29年6月30日に遡って施行する。
この規程の変更は令和3年11月17日から実施する。
この規程の変更は令和4年11月30日から実施する。

<別表>

監理団体の業務の運営に関する規定 第7-3

監理費表

国：フィリピン

監理費の種類		額	徴収方法	
1号	職業紹介費	外国の送出機関へ支払う費用	67,500 円	来日直後に経費の一部を納入して貰い、後日、到着から1年終了時までの分を実費精算し差額分を請求する (「外国の送出機関に支払う費用」はUS\$500/人で契約されている(表は1ドル135円で計算))
		現地面接費用	5,000 円	
	講習費	事前講習費 (入国前)		来日直後に経費の一部を納入して貰い、後日、到着から1年終了時までの分を実費精算し差額分を請求する (現地講習費用は17,000ペソ/人(表は1ペソ2.5円で計算))
		講習委託料 (施設使用料及び講義費用含む)	41,650 円	
		旅費	5,000 円	
		日本語補助教材費	5,000 円	
		事前講習付帯諸費 (文具他)	1,000 円	
		到着時講習費 (入国後)		
		講習費用 (施設使用料及び講義費用含む)	73,000 円	
		通訳謝金	15,000 円	
		教材費 (日本語、農業)	5,000 円	
		健康診断費	10,500 円	
		移動交通費	14,000 円	
		到着時講習付帯諸費 (文具他)	15,000 円	
		外国人技能実習総合保険料	25,000 円	
		入国後講習手当 (期間中の食費を含む)	85,000 円	
	視察・見学費	5,000 円		
	監査指導費	移動交通費	5,000 円	来日直後に経費の一部を納入して貰い、後日、到着から1年終了時までの分を実費精算し差額分を請求する
		通訳謝金等	10,000 円	
	その他諸経費	移行試験料 (技能評価試験：初級)	15,400 円	来日直後に経費の一部を納入して貰い、後日、到着から1年終了時までの分を実費精算し差額分を請求する
技能実習生のVISA代		6,000 円		
技能実習生の航空券代 (往路)		80,000 円		
人件費・事務所経費(通信費、維持費他)		300,000 円		
2号 (1年目) 3号 (1年目)	監査指導費	移動交通費	5,000 円	実習開始～1年終了時までの分を実費請求する
		通訳謝金等	10,000 円	
	その他諸経費	在留資格変更許可申請手数料	4,000 円	実習開始～1年終了時までの分を実費請求する (技能実習生の一時帰国は3号1年目のみ)
		技能実習生の一時帰国航空券代 (往復)	100,000 円	
2号 (2年目) 3号 (2年目)	講習費	帰国時講習費		実習開始～1年終了時までの分を実費請求する
		施設使用料	4,000 円	
		通訳謝金等	1,000 円	
		移動交通費	8,000 円	
	監査指導費	帰国時講習付帯諸費 (文具他)	2,000 円	実習開始～1年終了時までの分を実費請求する
		移動交通費	5,000 円	
	その他諸経費	通訳謝金等	10,000 円	実習開始～1年終了時までの分を実費請求する
		在留期間更新許可申請手数料	4,000 円	
		移行試験料(技能評価試験：専門級・上級)	15,400 円	
		技能実習生の航空券代 (復路)	80,000 円	
		人件費・事務所経費(通信費、維持費他)	300,000 円	

※費用については、適切に精算し、実費を徴収する。

<別表>

監理団体の業務の運営に関する規定 第7-3

監理費表

国：タイ

監理費の種類		額	徴収方法	
1号	職業紹介費	外国の送出機関へ支払う費用	160,000 円	来日直後に経費の一部を納入して貰い、後日、到着から1年終了時までの分を実費精算し差額分を請求する(送出機関に支払う費用は、着手金：100,000円(事前講習、VISA及び往路航空券代含む)、管理費：60,000円(@5,000円×12ヶ月))
		現地面接費用	5,000 円	
	講習費	事前講習費(入国前)		来日直後に経費の一部を納入して貰い、後日、到着から1年終了時までの分を実費精算し差額分を請求する
		講習委託料(施設使用料及び講義費用含む)	0 円	
		旅費	5,000 円	
		日本語補助教材費	5,000 円	
		事前講習付帯諸費(文具他)	1,000 円	
		到着時講習費(入国後)		
		講習費用(施設使用料及び講義費用含む)	73,000 円	
		通訳謝金	15,000 円	
		教材費(日本語、農業)	5,000 円	
		健康診断費	10,500 円	
		移動交通費	14,000 円	
		到着時講習付帯諸費(文具他)	15,000 円	
		外国人技能実習総合保険料	25,000 円	
		入国後講習手当(期間中の食費を含む)	70,000 円	
	視察・見学費	5,000 円		
	監査指導費	移動交通費	5,000 円	来日直後に経費の一部を納入して貰い、後日、到着から1年終了時までの分を実費精算し差額分を請求する
		通訳謝金等	10,000 円	
	その他諸経費	移行試験料(技能評価試験：初級)	15,400 円	来日直後に経費の一部を納入して貰い、後日、到着から1年終了時までの分を実費精算し差額分を請求する
技能実習生のVISA代		0 円		
技能実習生の航空券代(往路)		0 円		
人件費・事務所経費(通信費、維持費他)		360,000 円		
2号(1年目) 3号(1年目)	監査指導費	移動交通費	5,000 円	実習開始～1年終了時までの分を実費請求する
		通訳謝金等	10,000 円	
	その他諸経費	在留資格変更許可申請手数料	4,000 円	実習開始～1年終了時までの分を実費請求する (技能実習生の一時帰国は3号1年目のみ)
		技能実習生の一時帰国航空券代(往復)	100,000 円	
2号(2年目) 3号(2年目)	講習費	帰国時講習費		実習開始～1年終了時までの分を実費請求する
		施設使用料	4,000 円	
		通訳謝金等	1,000 円	
		移動交通費	8,000 円	
	監査指導費	帰国時講習付帯諸費(文具他)	2,000 円	実習開始～1年終了時までの分を実費請求する
		移動交通費	5,000 円	
	その他諸経費	通訳謝金等	10,000 円	実習開始～1年終了時までの分を実費請求する
		在留期間更新許可申請手数料	4,000 円	
		移行試験料(技能評価試験：専門級・上級)	15,400 円	
		技能実習生の航空券代(復路)	80,000 円	
	人件費・事務所経費(通信費、維持費他)	240,000 円		

※費用については、適切に精算し、実費を徴収する。